

山北町観光マスタープラン基礎調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本要領は、山北町観光マスタープラン基礎調査業務を委託するにあたり、専門的な知見と豊富な実務経験を有する最適な受託者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 山北町観光マスタープラン基礎調査業務（以下「業務」という。）
- (2) 業 務 内 容 山北町観光マスタープラン基礎調査業務委託仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託料上限 4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、要件を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山北町暴力団排除条例（平成23年山北町条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国又は地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 税又は公共料金を滞納していないこと。
- (7) 過去5か年度に、地方自治体等において観光関連計画の策定支援又はこれに関わる調査業務等の実績を有していること。

4 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により関係書類を期日までに提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 法人概要（様式第2号）
 - ウ 誓約書（様式第3号）
 - エ 業務実績書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和8年11月10日(火)17時15分

(3) 提出方法

本要領13に示す提出先に持参又は郵送(提出期限必着)

(4) 参加資格の確認

山北町において参加資格を確認し、令和8年11月16日(月)までに結果を通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成及び提出並びに業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査並びに提案内容に係る質問は受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

- ア 質問方法 質問書(様式第5号)に記入し、電子メールにより提出すること。
- イ 提出先 本要領13に示す提出先
- ウ 提出期限 令和8年11月10日(火)17時15分
- エ 回答方法 令和8年11月16日(月)までに山北町ホームページにて公表する。
- オ 留意事項 質問書を提出する電子メールの件名は「山北町観光マスタープラン基礎調査業務に係る質問」とすること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次に示す書類について、正本1部、副本6部及び電子データを提出すること。なお、電子データのファイル形式は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 又はPDFのいずれかとする。

- ア 企画提案書等提出届(様式第6号)
- イ 企画提案書(任意様式)
- ウ 業務工程表(任意様式)
- エ 業務実施体制表(様式第7号)
- オ 見積書(様式第8号)及び見積内訳明細書(任意様式)

(2) 書類作成上の留意事項

- ア 仕様書の内容は「業務運営上の必須要件」であることに十分留意し、企画提案書等を作成すること。
- イ 別記「山北町観光マスタープラン基礎調査業務委託企画提案書審査基準表」(以下「審査基準表」という。)に示す項目について漏れなく記載すること。
- ウ 企画提案書に記載された内容の実現に要する費用は、全て受託者の負担で行うことを十分に理解したうえで提案すること。
- エ 企画提案書等は、原則、A4サイズ両面長辺綴じ(縦横は問わない)とすること。
ただし、図表等をA3サイズ用の紙に記載してA4サイズに折り込むことは認める。
企画提案書は10ページ程度にまとめること。

オ 専門的な知識を持たない者でも容易に理解できるよう、極力専門用語を排した分かりやすい表現で記載すること。

カ 仕様書のコピーや「仕様書のとおりに」といった記述に終始しないこと。

キ 見積内訳明細書は各項目の明細が分かるよう、また、経費は本業務の実施に係る業務ごとに記載すること。

(3) その他

ア 参加1者につき、企画提案は1件とする。

イ 提出された企画提案書等は理由の如何にかかわらず返却しない。

ウ 提出期限後の企画提案書等の再提出及び差し替えは認めない。ただし、審査の必要上、山北町から要請があった場合を除く。

エ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製することがある。

オ 企画提案書等が次に該当することが認められた場合、失格とする。

- ・ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- ・ 指定する様式等に示した条件に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 提出期限

令和8年11月20日（金）17時15分

(5) 提出方法

本要領13に示す提出先に持参又は郵送（提出期限必着のこと）

7 審査

審査を厳正かつ公平に行うため、山北町観光マスタープラン基礎調査業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書等及び次に示すプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、審査は、申込みが1者であっても行う。また、申込みが6者以上あった場合、企画提案書等による一次審査（書類審査）を行い、プレゼンテーション参加者を決定する。その場合、下記に関わらず、実施日時等は改めて調整のうえ、通知する。

[プレゼンテーションについて]

(1) 実施日時 令和8年11月27日（金）

（現時点の予定。正式な日時は決定次第連絡する）

(2) 実施場所 山北町役場内会議室（室名は決定次第連絡する）

(3) 実施時間 1参加者当たり40分（入室から退室まで。質疑応答時間を10分程度取る）以内とする。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションは非公開とする。

イ プレゼンテーションの順序は、原則として企画提案書等の提出順とし、出席者は3名以内とする。

ウ 使用する資料は提出した企画提案書等のみとし、新たな資料の追加は認めない。

エ プレゼンテーションの形式は自由とする。なお、電子機器を用いて行う場合、山北町が準備するモニター以外、必要な機材は参加者が準備すること。

オ プレゼンテーションを欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 受託候補者の選定

委員会は、審査基準表に基づき各参加者の評価点を付け、評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。同点の者があった場合は、委員協議のうえ、受託候補者を決定する。なお、評価点が総得点の 50%に満たない場合、受託候補者に選定しない。

9 審査結果の通知

審査結果は令和 8 年 11 月 30 日（月）までに、全参加者へ文書により通知する。また、山北町ホームページにて公表する。なお、審査結果についての質問及び異議申立ては一切認めない。

10 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 3 の参加資格を喪失した場合
- (2) 提出書類及び選定において、不正行為又は虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 前各号のほか、著しく信義に反する行為があった等により委員会の委員長が失格と認めた場合

11 契約に関する基本的事項

- (1) 山北町と受託候補者は、企画提案書及び見積書を基に協議を行い、仕様書を確定させたうえで、随意契約により契約を締結する。
- (2) 協議が整わない場合又は受託候補者が契約締結時までに辞退若しくは失格した場合、山北町は評価点の合計が次点の者を新たに受託候補者として選定し、契約交渉を行う。
- (3) 契約に要する経費は、全て受託者の負担とする。

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出、プロポーザルの実施等の費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書又は企画提案書等の提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかにその旨を本要領 13 に示す担当課まで通知すること。なお、その場合の様式は任意とする。
- (3) 本要領に定める期日等は、参加者の状況等により変更する場合がある。
- (4) 企画提案書等の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、山北町が受託候補者の選定や報告等のために必要と判断した場合は、無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。

- (5) 災害の発生等、やむを得ない事由が生じ、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り止めることができる。その場合、山北町は提案に要した費用についての補償等は一切行わない。
- (6) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、協議により定める。

13 問合せ先・書類提出先

山北町商工観光課商工観光班

担 当：竹内、岩本

〒258－0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電 話：0465－75－3646（直通）

E-mail：kankou@town.yamakita.kanagawa.jp

(別記)

山北町観光マスタープラン基礎調査業務委託企画提案書審査基準表

審査項目	審査内容	配点
業務実績	地方自治体等の観光関連計画の策定支援又はこれに関わる調査業務等の実績はどの程度あるか。また、その実績を本業務に活かすことが期待できるか。	15
実施体制	管理責任者等、配置予定者の観光分野における専門知識、経験及び実績は十分か。また、本業務を適正かつ円滑に遂行できる実施体制となっているか。	15
業務工程	業務内容を適切に把握し、本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	10
提案内容	本業務の目的及び背景に関する理解が十分にあり、山北町の観光資源や地域特性、これまでの観光施策や課題等を踏まえた提案となっているか。	10
	現状分析や課題の把握、整理等を行うにあたり、社会情勢や観光客ニーズ、各種データ等を調査、分析するための提案が具体的かつ効果的であるか。	10
	本業務の調査結果を、次期観光マスタープランの策定や観光施策の検討につなげることのできる提案となっているか。	10
	本業務の目的達成に向け、仕様書内に記載されていない、有益かつ実現性の高い独自提案が盛り込まれているか。	10
プレゼンテーション	提案内容を理解し説得力があるか。また、質疑に対し、具体的かつ的確な回答ができているか。	10
見積額	委託料上限額内であり、提案内容に対して適正な見積額となっているか。	10
総 得 点		100